

# 質

# 問

要綱を改正したとの報  
告があつた。  
8月14日に滝上町森林  
保全機能推進事業補助  
要綱を改正したとの報  
告があつた。  
森林の持つ公益的機  
能を考えると、致し方  
能を考慮する。



**補助要綱の改正でも  
協議すべき  
今後、事前に協議したい**



ないとと思うが。  
そこで聞きたい。

- 要綱であつても、重要事項の改正は議会と協議するべきではないのか。
- 法改正は原則不遡及である。今回4月1日施行と遡及したのはなぜか。

2. 森林の整備は春から秋まで計画的に行われている。同一年度内に事業を行つたものに不公平が起らぬよう、4月1日に※遡及させた。

△長屋町長▽  
町民の利益のために、  
という事を十分考慮して今後も政策を進めていきたい。

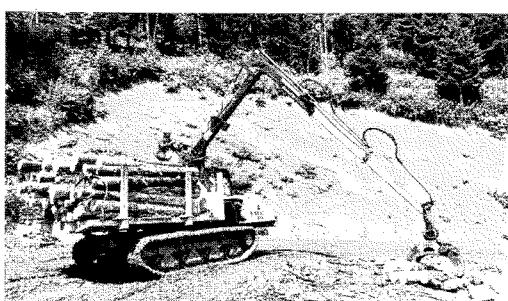
※遡及とは  
法令は施行期日以降にその効力が適用されるのが原則である。  
(不遡及という)それを過去にさかのぼって効力を適用させることを遡及適用という。

△大原議員▽  
先の全員協議会で、  
保全機能推進事業補助  
要綱を改正したとの報  
告があつた。  
8月14日に滝上町森林  
保全機能推進事業補助  
要綱を改正したとの報  
告があつた。  
森林の持つ公益的機  
能を考えると、致し方  
能を考えると、致し方  
能を考慮する。

△大原議員▽  
補助金は町民の税金等で賄われていて  
る。

△長屋町長▽  
町内民有林所有者は高齢化が進み、また面積も小規模である。  
継続的に整備しなければ、災害防止機能を発揮できない。しかし今年は整備費用が高騰し更なる補助がなければ進められないとの要望があり一部改正を行つた。

△大原議員▽  
年度途中で補助率・金額が変更になれば、森林所有者の意欲を低下させかねない。今後の継続的整備を考えると、致し方ないと考える。



※森林の持つ公益的機能

- 洪水の防止及び渇水の緩和
- 水の浄化
- 土砂流出の防止
- 地球温暖化の防止
- 安らぎや憩いの空間の創出